

佐賀県人事委員会訓令第3号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月7日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>(専決の報告)</p> <p>第6条 事務局長は、第3条及び第4条の規定により専決した事務で必要と認められるものについては、速やかに人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>第7条～第13条 略</p>	<p>(専決の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(緊急時の決裁)</u></p> <p>第6条 事務局長は、やむを得ない事情により人事委員会の会議が開催されない場合においては、人事行政の運営上緊急を要する事務について臨時に決裁することができる。</p> <p><u>2 前項の場合においては、事務局長は、決裁する前にあらかじめ委員全員の意見を聴かなければならない。ただし、傷病その他の理由によりあらかじめ意見を聴くことができない委員がいる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(専決等の報告)</p> <p>第7条 事務局長は、第3条及び第4条の規定により専決した事務で必要と認められるもの並びに前条の規定により決裁した事務については、速やかに人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>第8条～第14条 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。